

令和6年(ワ)第 号損害賠償請求事件

原告

被告 ENEOS株式会社

### 被告準備書面(5)

令和6年12月17日

東京地方裁判所民事第19部に係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 (本件連絡担当)(直通電話

## 目 次

第	1	緒	言
第	2	被针	ちの主張
	1	7.	本件訴訟における原告の請求原因事実の要旨
	2	7	本件訴訟における被告の反論の要旨
		(1)	本件規程等の違反は被告の債務不履行又は不法行為を構成しないこと
		(2)	本件訴訟は前回訴訟の確定判決の既判力により遮断されること1
		(3)	本件訴訟は信義則に違反する紛争の蒸し返しであること1
		(4)	被告による本件規程の違反が存在しないこと1
		(5)	被告による信義則上の義務の違反も存在しないこと1
		(6)	結論(本件訴訟における被告の反論の要旨)1
第	3	原台	告求釈明申立書に対する回答1
第	3	- 1	第1(被告の主張における「通報」と「通報情報」について)(1頁)
		下)	について
第	3	<b>-</b> 2	第2(調査事項に対応する「法令等」について)(2頁)について1
第	3	<del>-</del> 3	第3 (本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策等の実行につV
		て)	(2頁以下) について1
第	3	-4	第4 (本件GSTの支払について) (3頁) について1
	1	5 5	第4の1 (本件GSTの支払と契約内容の関係に関する認否について)
			(3頁) について1
	2	箩	第4の2(「GSTの法改正」に該当する法改正について)(3頁)につ
		V	1
第	4	原台	ち文書送付嘱託申立書に対する意見18
	1	泛	意 見1
	2	Z	   本件申立てが却下されるべき理由19
	1	(1)	原告文書送付嘱託申立書第1の1(1)・(2)に記載の文書1

(2)	原告文書送付嘱託申立書第1の1(3)に記載の文書18
(3)	原告文書送付嘱託申立書第1の1(4)に記載の文書19
(4)	原告文書送付嘱託申立書第1の1(5)・(6)に記載の文書19
(5)	原告文書送付嘱託申立書第2の1(1)・(2)に記載の文書19
(6)	結 論20
第5 原行	告第4準備書面第2(原告の主張)(3頁以下)に対する認否20
1 5	第2の1(本件訴訟における原告及び被告の主張)(3頁以下)について21
(1)	第2の1(1)(原告が主張する被告の違反行為について)(3頁以下)
	について
(2)	第2の1(2)(被告の主張について)(4頁)について21
(3)	第2の1(3)(原告の主張について)(4頁以下)について21
2	第2の2(被告は…誤った事実を認識させていた。)(5頁以下)につい
	C
(1)	第2の2(1)(本件豪州企業に対する…説明していた。)(5頁以下)に
	ついて21
(2)	第2の2(2)(本件豪州企業への…回答を行っていた。)(8頁以下)に
	ついて23
(3)	第2の2(3)(あたかも…原告に隠していた。)(9頁以下)について24
(4)	第2の2(4)(豪州子会社が…原告に隠していた。)(11頁以下)につ
	いて
(5)	第2の2(5)(まとめ)(13頁)について26
3 \$	第2の3(前回訴訟の…許される。)(13頁以下)について26

#### 第1 緒 言

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告の令和6年8月9日付の「被告準備書面(4)」(以下「被告準備書面(4)」という。)までの被告の主張書面に定義するところによる。

#### 第2 被告の主張

#### 1 本件訴訟における原告の請求原因事実の要旨

本件訴訟における原告の主張は、答弁書第3の1に整理したところではあるが、原告第1準備書面以降の原告の主張によって判然としなくなっているところがあるので、現段階において原告が主張していると思われるところを善解しつつ整理すると、次のとおりである。

#### ① 被告は、次のとおり被告の社内規程等に違反した。

#### (a) 本件規程 3.6(1)ア等の違反

被告は、原告から本件通報又は追加通報を受けて、被告において被告から本件豪州企業に対するGSTの支払が被告と本件豪州企業の間の契約内容に基づくものでなかったという事実を把握した(注1)。

当該事実は、本件規程3.6(1)アにいう「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」に該当する。

ところが、被告は、本件通報及び追加通報に係る本件規程3.6(1) アに基づく調査結果の回答又は通知(乙第10号証・乙第11号証・ 乙第12号証)において、原告に対し、「コンプライアンス違反ではない」又は「不正行為等に該当しない」との通知をし、上記の事実を通

注1 原告第2準備書面第1の3(1)(13~14頁)・同(3)エ(16頁)・同(4)ア(18頁)

知しなかった(注2)。

よって、被告は、本件規程3.6(1)ア、行動基準(注3)第1項(1)、同第11項(3)、同第12項(3)、内部統制基本方針(注4)第5項(1)及び同(4)に違反した(注5)。

#### (b) 本件規程3.6(1)イ・ウ等の違反

被告は、原告から本件通報又は追加通報を受けて、被告において被告から本件豪州企業に対するGSTの支払が被告と本件豪州企業の間の契約内容に基づくものでなかったという事実を把握した(注6)。

当該事実は、本件規程3.6(1)イにいう「法令等に違反する事実」 又は同ウにいう「法令等に…違反するおそれのある事実」に該当す る。

被告は、原告から本件通報又は追加通報を受けて、被告が本件豪州企業に対して支払ったGSTについて本件豪州企業から「返金を受け」たこと、2018年(平成30年)に被告と本件豪州企業の間で新たな契約を締結したこと(原告のいう「本件契約の措置」)、その他被告が本件豪州企業からGSTを請求されないための「何かしらの措

注2 原告第2準備書面第1の3(3)(15~17頁)・同6(1)イ(22~23頁)

注3 被告の親会社であるENEOSホールディングスが公表している「グループ行動基準」(甲第2号証)をいう。以下同じ。

注4 被告の親会社であるENEOSホールディングスが公表している「内部統制システム の整備・運用に関する基本方針」(甲第28号証)をいう。以下同じ。

注5 原告第2準備書面第1の3(3)(15~17頁)・同6(1)イ(22~23頁)、原告第 3準備書面第1の1(4)イ(7頁)、原告第4準備書面第2の1(1)ア柱書(3頁)

注6 原告第2準備書面第1の3(1)(13~14頁)・同(3)エ(16頁)・同(4)ア(18頁)

置」を実行した(注7)。

これらの措置は、本件規程3.6(1)イにいう「是正措置または再発 防止策」又は本件規程3.6(1)ウにいう「対応策」に該当する。

ところが、被告は、原告に対し、本件通報及び追加通報に関し、是 正措置、再発防止策又は対応策を通知しなかった(注8)。

よって、被告は、本件規程3.6(1)イ又は同ウに違反した(注9)。

#### (c)「本件部長報告」に係る行動基準第11項(3)等の違反

平成29年10月16日に、原告の所属していた部署(原告のいう「本件事業部」)の担当者が、当該部署の部長を宛先、原告らをCCにして、「過年度JXTGエネルギーの支払分については《豪州子会社》にて17年9月までに還付請求を実施。また《豪州子会社》への還付額について、JXTGエネルギーへの戻入れも実施済み。」などと記載されていた電子メール(甲第20号証の1)(原告のいう「本件部長報告」)を送付した。

当該電子メールは、豪州税務当局から豪州子会社に対する還付と豪州子会社から被告に対する送金との関係について「判然としない」(注10)又は「不確かにしている」(注11)こと、当該電子メールに言及している還付が存在しなかった「可能性がある」(注12)又は「疑いが拭えない」(注13)こと、当該電子メールに言及している法改正

注7 訴状第2の5(2)ウ(11~12頁)

注8 訴状第2の5(2)イ(11頁)

注9 訴状第2の5(2)エ・オ(12~13頁)、原告第4準備書面第2の1(1)ア(3頁)

注10 原告第2準備書面第1の2(4)エ(11頁)・同3(4)エ(17頁)

注11 原告第4準備書面第2の2(4)ウ(12頁)

注12 原告第2準備書面第1の2(4)オ(12頁)

注13 原告第4準備書面第2の2(4)エ(12頁)

が存在しない「可能性がある」こと(注14)など、「正確性に疑念がある」(注15)ものであったから、「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたとはいえない(注16)。

よって、被告は、行動基準第1項(1)、同第11項(3)、同第12項(3)、内部統制基本方針第5項(1)及び同(4)に違反した(注17)。

#### (d)本件規程3.5等の違反

被告は、原告から本件通報又は追加通報を受けて、被告において被告から本件豪州企業に対するGSTの支払が被告と本件豪州企業の間の契約内容に基づくものでなかったという事実を把握した(注18)。

当該事実は、本件規程3.5にいう「法令等に違反する事実または違 反するおそれのある事実」に該当する。

被告は、2018年(平成30年)に被告と本件豪州企業の間で新たな契約を締結したこと(原告のいう「本件契約の措置」)のほかには、効果的な再発防止策を実行しなかった(注19)。

よって、被告は、本件規程 3.5、行動基準第 1 2 項(3)、同第 1 4 項(3)、内部統制基本方針第 5 項(1)及び同(4)に違反した(注 2 0)。

注14 原告第2準備書面第1の3(4)カ(18頁)

注15 原告文書送付嘱託申立書第2の4第3段落(「しかし」以下)(4頁)

注16 原告第2準備書面第1の2(4)キ(12頁)、同3(4)オ(17頁)・同キ(18頁)・同 6(1)イ(22~23頁)

注17 原告第2準備書面第1の3(4)ク(18頁)・同6(1)イ(22~23頁)、原告第3準 備書面第1の1(4)イ(7頁)、原告第4準備書面第2の2(5)(13頁)

注18 原告第2準備書面第1の3(1)(13~14頁)・同(3)エ(16頁)・同(4)ア(18頁)

注19 原告第2準備書面第1の3(4)ウ(18~19頁)・同6(1)イ(22~23頁)

注20 原告第2準備書面第1の3(4)エ(19頁)・同6(1)イ(22~23頁)、原告第3準 備書面第1の1(4)イ(7頁)、原告第4準備書面第2の1(1)ウ(3~4頁)

② したがって、被告は、原告に対し、債務不履行(民法第415条)又は 不法行為(民法第709条)に基づく損害賠償責任を負う。

#### 2 本件訴訟における被告の反論の要旨

原告の主張が前記1のとおりであるとすると、これに対する被告の反論の要 旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件規程等の違反は被告の債務不履行又は不法行為を構成しないこと

#### ア 本件規程について

本件規程は、各規定の主語が「本規程の運用を統括する責任者は」、「従業員等は」、「通報者は」、「法務部長は」、「対応者は」等となっていることからも明らかなとおり、被告の各役員又は従業員の職務を規定するものであって、法人たる被告の義務を定めているのでもなければ、原告を含む被告の従業員に対する義務を定めているわけでもなく、その違反が債務不履行に基づく損害賠償責任を生ぜしめるような何らかの義務を定めたものでもない。すなわち、本件規程は、被告の会社組織内の自律的な規範にとどまるものであって、就業規則のように法人たる被告と原告を含む従業員との間に直接の権利義務又は債権債務を生ぜしめるものではない。

本件規程が被告と従業員の間に何らかの権利義務関係を生ぜしめるとすれば、本件規程によって(被告に内部通報制度が設けられることによって)、被告の従業員が内部通報制度の通報窓口に通報をしたときに、当該通報の具体的状況の如何によっては、被告が、当該従業員に対し、当該通報を受け、体制として整備された仕組みの内容、当該通報に係る相談の内容に応じて適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合がある、というものである(注

 $(2.1)_{0}$ 

よって、本件規程3.6(1)ア(前記1①(a))、同イ・ウ(前記1①(b))、 又は同3.5 (前記①(d)) の違反があったとしても、それだけでは被告の原 告に対する債務不履行又は不法行為を構成するものではなく、被告が本件通 報又は追加通報に関して原告に対して上記の信義則上の義務を負うと認めら れる場合であって、かつ被告が当該信義則上の義務に違反したと認められる 場合でなければ、被告は、原告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損 害賠償責任を負うものではない。

#### イ 行動基準について

行動基準は、その「はじめに」「1.『ENEOSグループ行動基準』の位置づけ」に定めるとおり、「ENEOSグループで働く私たち」(すなわちENEOSグループ(被告を含む。)の役員及び従業員)が「実践すべき基準」であり、「事業活動における判断の拠り所」となるにとどまるものであって(甲第2号証の1)、法人たる被告の義務を定めているのでもなければ、原告を含む被告の従業員に対する義務を定めているわけでもなく、その違反が債務不履行に基づく損害賠償責任を生ぜしめるような何らかの義務を定めたものでもない。すなわち、行動基準も、就業規則のように法人たる被告と原告を含む従業員との間に直接の権利義務又は債権債務を生ぜしめるものではない。

よって、行動基準第1項(1)(前記1①(a)・(c))、同第11項(3)(前記 1①(a)・(c))、同第12項(3)(前記1①(a)・(c)・(d))又は同第14項 (3)(前記①(d))の違反があったとしても、被告の原告に対する債務不履行 又は不法行為を構成するものではない。

注21 最高裁判所平成30年2月15日判決(最高裁判所裁判集民258号43頁)

#### ウ 内部統制基本方針について

内部統制基本方針は、被告を含むENEOSグループにおいて業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備・運用するうえでの「基本方針」を定めるものであり、被告の取締役が株式会社たる被告又はその株主に対して負っている義務又はその基本方針を定めるものではあっても(注22)、法人たる被告の義務を定めているのでもなければ、原告を含む被告の従業員に対する義務を定めているわけでもない。すなわち、内部統制基本方針も、就業規則のように法人たる被告と原告を含む従業員との間に直接の権利義務又は債権債務を生ぜしめるものではない。

よって、内部統制基本方針第5項(1)又は同(4)(前記1①(a)・(c)・(d))の違反があったとしても、被告の原告に対する債務不履行又は不法行為を構成するものではない。

#### (2) 本件訴訟は前回訴訟の確定判決の既判力により遮断されること

答弁書第3の3(9頁以下)に述べたとおり、前回訴訟における前回訴訟争点1に係る損害賠償請求も、本件訴訟における損害賠償請求も、本件通報及び追加通報に関して被告が原告に対する信義則上の義務に違反したことを理由として債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求するものであるから、訴訟物は同一である。

また、原告が「本件訴訟主要事実」(注23)として記載する各事実を含む前記1①(a)・(b)・(d)に述べた各事実は、前回訴訟争点1に係る通報と同一の(本件通報及び追加通報)に関するものである以上は、同一の信義則上の義務

注22 適切な内部統制システムを整備・運用することは、株式会社の取締役の任務の一つで あると解されている(会社法第362条第4項第6号・同第5項、大阪地方裁判所平 成12年9月20日(判例時報1721号3頁))。

注23 原告第1準備書面第2の1(2)第2段落(12頁)

の違反の評価根拠事実を新たに追加するものにとどまる。

加えて、答弁書第3の3(9頁以下)に述べたとおり、原告は、本件訴訟に おいて、前回訴訟の控訴審の口頭弁論終結後に生じた新たな事由を主張してい るわけでもない。

よって、答弁書第3の3(9頁以下)に述べたとおり、本件訴訟における原告の請求のうち前記1①(a)・(b)・(d)に係るものは、確定した前回訴訟控訴審判決の既判力(民事訴訟法第114条第1項)によって遮断され、かつ理由がない。

#### (3) 本件訴訟は信義則に違反する紛争の蒸し返しであること

答弁書第3の4(10頁以下)に述べたとおり、本件訴訟における原告の請求は、実質的には前回訴訟の蒸し返しにほかならず、前回訴訟において本件訴訟における請求をすることにも何ら支障はなかった。

具体的には、まず、被告準備書面(2)第2の1(5)キ(9頁以下)に述べたとおり、前記1①(b)に関しても、原告は、前回訴訟において原告のいう「本件訴訟主要事実」(原告に対して是正措置、再発防止策又は対応策を実施したとの通知をしなかったという事実(本件規程3.6(1)イ又はウの違反))を主張することも、全く困難ではなかったはずである。

また、原告は、前記 1 ①(c)に係る行為によって、本件豪州企業に対するGS Tの支払が契約内容に基づかないという事実に対して講じられた措置を把握できない状況に置かれ、前記 1 ①(b)に係る事実を主張することが困難になったと主張したいもののようであるが(注 2 4)、後記(4)ウに述べるとおり、そもそも、前記 1 ①(c)に係る行為は、原告の所属していた部署の担当者が当該部署の部長に対して報告をしたものに過ぎず(甲第 2 0 号証の 1 )、被告又は被告の調

注24 原告第4準備書面第2の2(5)(13頁)・同3(2)エ(17頁)

査補助者が原告に対して本件通報に関して通知又は情報共有をしたものではないので、被告又はその履行補助者が原告の主張を困難にしたわけでもない。

よって、答弁書第3の4(10頁以下)に述べたとおり、本件訴訟における原告の訴えのうち前記1①(a)・(b)・(d)に係るものは、仮に確定した前回訴訟控訴審判決の既判力によって遮断されないとしても、信義則に照らして許されるものではなく(注25)、不適法である。

#### (4)被告による本件規程の違反が存在しないこと

ア 本件規程3.6(1)アの違反(前記1①(a))・同3.5の違反(前記1②(d))の 不存在

そもそも、一般に、GST (Goods and Services Tax (物品サービス税/付加価値税)は、当該GSTについて定める法令に基づいて支払う必要があるものであって、契約に基づいて支払う必要が生ずるものではなく、契約の定めの有無・内容にかかわらず、法令上GSTの課税される取引であれば、GSTを支払う必要があるし、法令上GSTの課税されない取引であれば、GSTを支払う必要はない。そして、GSTが課税されるか否かは個別の取引の性質よって取引毎に異なるため、GSTの課税されない取引についてGSTを支払ったり、支払済みのGSTの還付申請がされなかったりしたとしても、直ちにコンプライアンス違反となるわけでもない(乙第10号証)。

よって、本件通報及び追加通報に関しても、被告から本件豪州企業に対するGSTの支払が被告と本件豪州企業の間の契約内容に基づくものであったか否かは、「不正行為等」があったか否かには直接の関係がないし、仮にGSTの支払が契約内容に基づくものでなかったという事実があったとしても、

注25 最高裁判所昭和51年9月30日判決(最高裁判所民事判例集30巻8号799頁)

#### 「不正行為等」があったことになるわけではない。

したがって、本件通報及び追加通報に関しては、本件規程3.6(1)ア・同3.5にいう「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」がなかったのであるから、被告の調査補助者が、本件通報及び追加通報に係る調査結果の回答又は通知(乙第10号証・乙第11号証・乙第12号証)において、原告に対し、「コンプライアンス違反ではない」又は「不正行為等に該当しない」との通知をし、GSTの支払が契約内容に基づくものでなかったという事実を通知しなかったことも、本件規程3.6(1)アに違反するものではないし、被告が効果的な再発防止策を実行しなかったとしても、本件規程3.5に違反するものではない。

#### イ 本件規程 3.6(1)イ・ロの違反(前記 1①(b))の不存在

答弁書第3の5(12頁以下)に述べたとおり、本件通報及び追加通報に 関する調査結果は、本件規程3.6(1)イにいう「法令等に違反する事実が確 認された場合」又は本件規程3.6(1)ウにいう「法令等に違反するおそれの ある事実が確認された場合」のいずれでもなかったのであるから、被告が、 原告に対し、本件通報及び追加通報に関し、是正措置、再発防止策又は対応 策を通知しなかったことは、本件規程3.6(1)イ又はウに違反するものでは ない。

#### ウ 行動基準第11項(3)等の違反(前記1①(c))の不存在

前記1①(c)に係る行為についていうと、甲第20号証の1の電子メール (原告のいう「本件部長報告」)は、原告の所属していた部署の担当者が当該 部署の部長に対して報告をしたものに過ぎず、被告又は被告の調査補助者が 原告に対して本件通報に関して通知又は情報共有をしたわけではない。

とすれば、仮に行動基準が被告の原告に対する義務を定めたものであると

仮定しても、前記 1 ①(c)に係る行為は、被告又はその履行補助者が原告に対して行った行為でない以上は、被告においてそのような義務に違反したことになるものではない。

しかも、前記1①(c)にいう電子メール(甲第20号証の1)は、単に、原告にとって、「判然としない」又は「不確か」な部分があったり、そこに言及されている事実が存在しない「可能性がある」又は「疑いが拭えない」と思えたりするというだけであって、「事実に基づき、正確に、遺漏なく」作成されたものでないことを示す客観的事実があるわけでもない。

#### (5)被告による信義則上の義務の違反も存在しないこと

答弁書第3の6(13頁以下)に述べたとおり、また確定した前回訴訟控訴審判決も判示をしているとおり(注26)、本件通報又は追加通報において原告が通報をした内容は、GSTの還付又はその会計処理に関する疑義であって、それによって原告が直接被害を受けるようなものではないから、被告が、原告に対し、当然に本件通報に適切に対応すべき信義則上の義務を負うということはできない。

よって、仮に本件通報又は追加通報に関する対応に本件規程等の違反があったと仮定しても、被告が、原告に対し、当然に本件通報又は追加通報に適切に対応すべき信義則上の義務に違反したということはできない。

#### (6)結論(本件訴訟における被告の反論の要旨)

以上からすると、前記(3)により、本件訴訟における原告の訴えは、不適法として却下されるべきであり、そうでなくても、前記(2)、(4)又は(5)により、本件訴訟における原告の請求は、理由がないものとして棄却されるべきであ

注26 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(1)イ(24頁16行目以下)

る。

#### 第3 原告求釈明申立書に対する回答

原告の令和6年11月25日付の「求釈明申立書」(以下「**原告求釈明申立書**」 という。)における原告の求釈明に対する被告の回答は、以下のとおりである。

# 第3-1 第1(被告の主張における「通報」と「通報情報」について)(1頁以下)について

「通報情報」は、「通報にかかる情報」であり(本件規程1.2(6))、「通報」は、「不正行為等を発見し、または不正行為等が行われている旨の報告を受けたとき」又は「不正行為等を内容とする職務命令を受けたとき」に、当該不正行為等の「内容を告げる行為」であるから(本件規程1.2(5))、「通報情報」とは、通報において告げられた不正行為等の内容たる情報を意味する。

よって、確定した前回訴訟控訴審判決も判示するとおり、「事実経過の説明として記載されたにすぎない事項や、調査の過程で調査補助者に告げたにすぎない疑問事項等が、当然に通報又は通報情報として調査の対象になるとはいえ」ないのであって(注27)(乙第3号証)、そのような事項等は、何らかの「不正行為等の内容」を「告げる」ものであって初めて「通報」に該当し、その「不正行為等の内容」たる情報が「通報情報」に該当する。

したがって、被告の主張において「通報」として扱っているのも、

- ・ 本件通報 (原告が平成28年9月14日に本件内部通報制度の社内通報窓口の電子メールアドレス宛に行った内部通報)、及び
- ・ 追加通報 (原告が平成30年11月27日に本件内部通報制度の社内通報 窓口の電子メールアドレス宛に行った内部通報)

注27 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(1)ウ(25頁)

であり、被告の主張において「通報情報」として扱っているのも、

- ・ 本件通報に係る通報用フォーム (乙第2号証) に記載された情報及びその 後に原告が調査補助者に提供した情報のうち、「不正行為等」(に該当する か否かが問題となる行為)の内容たる情報(注28)、並びに
- ・ 追加通報に係る通報用フォーム (乙第9号証) に記載された情報及びその 後に原告が調査補助者に提供した情報のうち、「不正行為等」(に該当する か否かが問題となる行為)の内容たる情報(注29)

である。

なお、原告が原告第1準備書面第1の3(1)ウ(5頁)において「調査補助者に対する追加通報」と定義するところのものは、本件通報後に原告が調査補助者に対して通知し又は質問した事項であるところ、直接には本件通報とは別途に何らかの「不正行為等」の内容を告げるものではなかったので、本件通報に付随又は関連する情報であるにとどまり、被告の主張においては、本件通報とは別個の「通報」とは扱っていないし、当該事項の内容たる情報も、「通報情報」とは扱っていない。

#### 第3-2 第2(調査事項に対応する「法令等」について)(2頁)について

原告の求釈明の内容は、訴訟関係を明瞭にするため(民事訴訟法第149条) のものとはいえないので、被告において回答する必要を認めない。

注28 基本的には、通報用フォーム(乙第2号証)の「法令等違反の具体的な内容」の欄に 記載された情報である。

注29 基本的には、通報用フォーム(乙第9号証)の「法令等違反の具体的な内容」の欄に 記載された情報、及び原告が平成31年3月20日に調査補助者に対して提出した 「通報情報に関する事実について」と題する資料に「通報情報に関する事実」として 記載された情報(乙第12号証・7頁以下参照)である。

# 第3-3 第3(本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策等の実行について)(2頁以下)について

そもそも、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反する おそれのある事実が確認された場合」のいずれでもなかったのであるから、本件 規程3.5に定める是正措置及び再発防止策の実行は必要でなかったのであるし、 被告が原告のいう「本件豪州企業」との間で原告の指摘する内容の契約を締結し たのも、本件規程3.5に定める是正措置又は再発防止策等として行ったわけでは ない。

被告が被告準備書面(3)第2の3(6)イ(14頁)において「否認する」と主張 しているのも、上記の理由による。

#### 第3-4 第4(本件GSTの支払について)(3頁)について

## 1 第4の1 (本件GSTの支払と契約内容の関係に関する認否について)(3頁) について

前記第2の2(4)アに述べたとおり、被告から本件豪州企業に対するGSTの支払が被告と本件豪州企業の間の契約内容に基づくものであったか否かは、「不正行為等」があったか否かには直接の関係がないし、仮にGSTの支払が契約内容に基づくものでなかったという事実があったとしても、「不正行為等」があったことになるわけではない。

被告が被告準備書面(3)第2の2(3)(7頁)において「争う」と主張しているのも、上記の理由による。

### 2 第4の2(「GSTの法改正」に該当する法改正について)(3頁)について

原告の求釈明の内容は、訴訟関係を明瞭にするため(民事訴訟法第149 条)のものとはいえないので、被告において回答する必要を認めない。

#### 第4 原告文書送付嘱託申立書に対する意見

原告の令和6年11月25日付の「文書送付嘱託申立書」(以下「**原告文書送付嘱託申立書**」という。)における文書送付嘱託の申立て(以下「**本件申立て**」という。)について、以下のとおり被告の意見を述べる。

#### 1 意 見

本件申立ては、却下されるべきである。

#### 2 本件申立てが却下されるべき理由

#### (1)原告文書送付嘱託申立書第1の1(1)・(2)に記載の文書

原告が原告文書送付嘱託申立書において送付を求めている文書(同申立書第1の1(1)から(6)までに記載の文書及び第2の1(1)及び(2)に記載の文書)(以下「本件文書」という。)のうち、同申立書第1の1(1)及び同(2)に記載の各文書は、被告が本件訴訟の書証として提出済みである(乙第13号証・乙第14号証)。

#### (2) 原告文書送付嘱託申立書第1の1(3)に記載の文書

本件文書のうち、原告文書送付嘱託申立書第1の1(3)に記載の文書(HDグループコンプライアンス方針)は、原告が本件訴訟を提起した後の令和6年4月に、被告のチーフコンプライアンスオフィサーが策定し、被告の社内ネットワークにおいて掲示されたものである。

よって、原告文書送付嘱託申立書第1の1(3)に記載の文書は、本件訴訟の請求原因事実とは無関係であることが明らかなものであり、証拠調べをする必要性がない。

#### (3)原告文書送付嘱託申立書第1の1(4)に記載の文書

本件文書のうち、原告文書送付嘱託申立書第1の1(4)に記載の文書(第1回 ENEOSコンプライアンス委員会における役員コミットメント)も、原告が本件訴訟を提起した後の令和6年7月に、HDグループコンプライアンス方針(同申立書第1の1(3)に記載の文書)に基づいて被告の各役員が作成し、被告の社内ネットワークにおいて掲示されたものである。

よって、原告文書送付嘱託申立書第1の1(4)に記載の文書も、本件訴訟の請求原因事実とは無関係であることが明らかなものであり、証拠調べをする必要性がない。

#### (4) 原告文書送付嘱託申立書第1の1(5)・(6)に記載の文書

本件文書のうち、原告文書送付嘱託申立書第1の1(5)及び同(6)に記載の各文書も、その日付がそれぞれ「令和6年10月29日付」又は「令和6年5月23日付」となっていることからも明らかなとおり、原告が本件訴訟を提起した後に電子メールをもって発信されたものである。

よって、原告文書送付嘱託申立書第1の1(5)及び同(6)に記載の文書は、本件訴訟の請求原因事実とは無関係であることが明らかなものであり、証拠調べをする必要性がない。

#### (5) 原告文書送付嘱託申立書第2の1(1)・(2)に記載の文書

本件文書のうち、原告文書送付嘱託申立書第1の1(1)及び同(2)に記載の文書は、原告が、前記第2の1①(c)の事実を証明するために送付を求めているものであると思われるところ(同申立書第2の3)、前記第2の2(1)イ・同ウ・同(4)ウに述べたところからすると、仮に当該文書によって同申立書第2の3の「証明すべき事実」が証明されたとしても、被告の原告に対する債務不履行又は不法行為が成立するわけではない。

よって、原告文書送付嘱託申立書第1の2(1)及び同(2)に記載の文書も、証 拠調べをする必要性がない。

しかも、被告内部通報制度は、「ENEOSグループにおける法令等に違反する行為または違反するおそれのある行為…について、これを早期に是正」し、「もって、ENEOSグループのコンプライアンス体制を強化することを目的とする」ものであり(乙第1号証)、内部通報制度一般の意義も、「法令遵守の推進や組織の自浄作用の向上に寄与し、ステークホルダーや国民からの信頼の獲得にも資する」繋げることにあるのであって(注30)、通報者のために若しくは通報者に代わって通報に係る個別具体的な事実関係を調査すること又は通報者の納得若しくは満足を得ることを目的としているわけではない。

ところが、原告文書送付嘱託申立書第1の2(1)及び同(2)に記載の文書は、 「証明すべき事実」が証明されたとしても、被告の原告に対する債務不履行又 は不法行為が成立するわけではないというだけでなく、被告内部通報制度の目 的を逸脱して、被告が本件通報又は追加通報に関する調査を行った際の調査資 料を開示させようとするものにほかならないから、本件申立てのうち原告文書 送付嘱託申立書第1の2(1)及び同(2)に記載の文書に係る部分は、濫用的な申 立てであるといわざるを得ない。

#### (6)結 論

以上のとおりであるから、本件申立ては、直ちに却下されるべきである。

#### 第5 原告第4準備書面第2(原告の主張)(3頁以下)に対する認否

原告の令和6年11月25日付の「原告第4準備書面」(以下「原告第4準備書

注30 消費者庁の令和3年10月付「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示 第118号)の解説」第1のII「事業者における内部公益通報制度の意義」(2頁)

面」という。)の第2(原告の主張)(3頁以下)における原告の主張に対する被告の認否は、以下のとおりである。

- 1 第2の1 (本件訴訟における原告及び被告の主張)(3頁以下)について
- (1) 第2の1(1) (原告が主張する被告の違反行為について) (3頁以下) について 争う。

なお、原告の主張の要旨は、前記第2の1に詳述したとおりである。

(2) 第2の1(2) (被告の主張について) (4頁) について 認める。

被告の主張の要旨は、前記第2の2に詳述したとおりである。

- (3) 第2の1(3) (原告の主張について) (4頁以下) について 特に認否しない。
- 2 第2の2(被告は…誤った事実を認識させていた。)(5頁以下)について
- (1) 第2の2(1) (本件豪州企業に対する…説明していた。) (5頁以下) について
  - ア 第2の2(1)ア(「被告の主張においては」以下)(5頁)について 概ね認める。
  - イ 第2の2(1)イ(「既に述べたとおり」以下)(6頁)について 認める。

ウ 第2の2(1)ウ(「また」以下)(6頁)について 認める。

#### エ 第2の2(1)エ (「表7の(ア)に」以下) (6頁) について

第1段落(「表7の(ア)に」以下)は認めるが、第2段落(「そのため」以下)は否認する。

#### オ 第2の2(1)オ (「表7の(イ)に」以下) (6頁以下) について

原告第4準備書面5頁の表7の(イ)に示す通知事項(調査結果の通知)(乙第11号証)に、原告の引用する記載があること、当該通知事項に「質問票」の内容や日付が記載されていないこと、原告が被告と本件豪州企業との契約の内容について調査が行われたかどうかについて確認できない状況であったことは、それぞれ認めるが、その余は、否認する。

乙第11号証の電子メールに記載の「質問票」は、原告の調査補助者に対する2017年(平成29年)7月28日14時17分送信の電子メール(甲第16号証の7)に添付されていた「付加価値税\_GMへの確認.xlsx」と題する Excel ファイルを意味し、甲第16号証の7に「もう一つの Excel ファイル」と記載されているところのものである。そして、そのことは、原告自らが甲第16号証の7の電子メールにおいて当該ファイルについて「(GMへ) 確認する内容」であると記載していることからも容易に理解可能である。

カ 第2の2(1)カ (「表7の(ウ)に」以下) (7頁) について 認める。

- キ 第2の2(1)キ(「調査補助者が」以下)(7頁)について 認める。
- ク 第2の2(1)ク(「以上のとおり」以下)(7頁)について

被告の調査補助者が原告に対して契約書を確認するという行為は意味がない行為である旨を説明していたことは認めるが、その余は否認する。

- (2) 第2の2(2) (本件豪州企業への…回答を行っていた。)(8頁以下)について
  - ア 第2の2(2)ア(「被告は」以下)(8頁) について 認める。
  - イ 第2の2(2)イ(「原告の」以下)(8頁)について

平成27年11月の支払手続によるGSTの支払については、認める。その余の支払については、「原告の支払手続による」ものか否かが不明であるため不知であるが、特に争わない。

- ウ 第2の2(2)ウ(「上記アの」以下)(8頁)について 否認する。
- エ 第2の2(2)エ(「さらに」以下)(8頁)について 認める。
- オ 第2の2(2)オ (「以上のとおり」以下) (8頁以下) について 否認する。

- (3) 第2の2(3) (あたかも…原告に隠していた。) (9頁以下) について
  - ア 第2の2(3)ア(「被告も認めるとおり」以下)(9頁)について 認める。
  - イ 第2の2(3)イ(「原告と」以下)(9頁)について 認める。
  - ウ 第2の2(3)ウ(「しかし」以下)(9頁)について 認める。
  - エ 第2の2(3)エ(「そのため、本件豪州企業で」以下)(10頁)について 争う。

甲第20号証の1にも記載のあるとおり、「〔20〕17年1月~4月の当社へのGST請求分については、〔同年〕5月の請求から1~4月に支払済みのGSTを差し引く形で精算」したのであり、「〔20〕17年1月~4月の当社へのGST請求分」の「返金」を受けたわけではないので、「精算済み」のほうが「返金された」よりも適切な表現である。

オ 第2の2(3)オ (「要するに」以下) (10頁) について

事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

被告が何らかの事実を原告に「隠していた」などというのは、原告の邪推 でしかない。

カ 第2の2(3)カ (「さらに」以下) (10頁) について 認める。

- キ 第2の2(3)キ(「そのため、原告と」以下)(10頁)について 不知である。
- ク 第2の2(3)ク(「以上のとおり」以下)(10頁以下)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。 被告が何らかの事実を原告に「隠していた」などというのは、原告の邪推 でしかない。
- (4) 第2の2(4) (豪州子会社が…原告に隠していた。)(11頁以下)について
  - ア 第2の2(4)ア(「被告の主張によって」以下)(11頁)について 認める。
  - イ 第2の2(4)イ(「原告と」以下)(11頁以下)について 認める。
  - ウ 第2の2(4)ウ(「さらに」以下)(12頁)について 争う。

そもそも、「報告していないこと」が「不確かにしている」という因果関係 が不明である。

エ 第2の2(4)エ(「そのため」以下)(12頁)について 否認し又は不知である。

豪州子会社が豪州税務当局から還付を受けていないなどというのは、原告 の邪推でしかない。

- オ 第2の2(4)オ (「豪州子会社による」以下) (12頁) について 認める。
- カ 第2の2(4)カ (「以上のとおり」以下) (12頁) について

事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

被告が何らかの事実を原告に「隠していた」などというのは、原告の邪推 でしかない。

(5) 第2の2(5) (まとめ) (13頁) について

第1段落(「被告は、原告に対し、以下のような」以下)は認めるが、第2段落(「被告は、原告に対して行動基準」以下)は否認する。

3 第2の3 (前回訴訟の…許される。) (13頁以下) について 争う。

以上